平成２５年（フ）第１３２号
長野県塩尻市大字広丘原新田330番地９
フォーブルギブアンドギブB101
債務者　松下　　紫
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１３５号
長野県松本市大字笹賀7462番地　リバーサイド二子３－D
債務者　木藤　奈佳
1　決定年月日時　平成25年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１４３号
長野県松本市渚３丁目１番６号
債務者　大西佳保里
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１４５号
長野県松本市寿北５丁目19番７号　エスコリンズ－１－201号室、前住所長野県松本市並柳４丁目５番C５－４号
債務者　佐々木和子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１４８号
長野県松本市浅間温泉１丁目41番15号　シティハイム高瀬202
債務者　伊藤　真教
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２１１号
岐阜市宇佐２丁目12番１－408号　ハイツ宇佐１号棟
債務者　ミート竹内こと　竹内　秀男
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１３５号
静岡県富士市吉原２丁目９番22号
債務者　瀧　　悦子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１２７号
三重県津市美川町８番15号　ベイトシャロームA、前住所愛知県尾張旭市緑町緑ケ丘16番地１　アディー緑ケ丘101号
債務者　宮腰　　正（旧姓定元）
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１３１号
三重県鈴鹿市江島本町15番30号
債務者　岩上　栄哉
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１４０号
三重県鈴鹿市国府町4922番地の234
債務者　加藤　真弓
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３９９号
神戸市須磨区中落合１丁目２番252―610号
債務者　長崎　邦夫
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９３号
神戸市須磨区妙法寺字上野路1061番地の16、従前の住所大阪府河内長野市木戸１丁目11番３－102号
債務者　鹿島電気工事こと　鹿島　達夫
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９５号
神戸市中央区熊内町７丁目３番11号　小林ビル406
債務者　山田　明美
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５２６号
神戸市北区有野中町４丁目16番12―102号
債務者　的場　直美
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８９号
兵庫県伊丹市荒牧南４丁目３番１―101号
債務者　長岡　恵子（旧姓若本）
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１９７号
兵庫県伊丹市昆陽２丁目32番地、前住所兵庫県伊丹市荻野３丁目11番地２　中沢コーポ103号
債務者　目﨑　工蔵
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
大津市松が丘２丁目８番１号、従前の住所兵庫県高砂市荒井町小松原３丁目13番28号
債務者　日岡登紀子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部